

はばたけ！ゴールドリボン奨学金 予約採用
<2026年度生 募集要項>



1. 制度の趣旨

本奨学金は、18歳未満でがんを経験され、大学等（下記2. ③に記載）へ進学を希望されているにも関わらず、経済的理由により修学困難な方を支援することを目的とします。

進学の目標を立てやすくすることを目指し、受験前に申請、合格発表前に奨学金の支給が決まる予約採用型で、なおかつ、返済不要の給付型奨学金制度です。

2. 応募資格

2026年度中に大学等へ進学する希望を持っていて、以下の①から④のすべてに該当する方が応募できます。

- ① 18歳未満でがん（小児がん*、あるいはAYA世代がん^{*2}）と診断され、治療を受けた方。
もしくは現在治療中の方で、自身ががん罹患したことを認識されている方。

*（参考）小児がん：小児慢性特定疾患情報センター/悪性新生物の疾患一覧

<https://www.shouman.jp/disease/search/group/>

^{*2}（参考）AYAがん：がん情報サービス/AYA世代のがんについて

https://ganjoho.jp/public/life_stage/aya/about.html

- ② 2026年3月までに高等学校等^{*3}を卒業(予定)の方、または、高卒認定試験に合格(予定)の方。

^{*3}（参考）高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)など。

- ③ 2026年4月に学校教育法が定める日本国内の大学（大学院は除く）、短期大学、専修学校（専門学校）等に入学、もしくは2026年度中に入学予定の方。（複数校に在籍の場合は不可）

- ④ 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得額が、給与所得世帯の場合は700万円（源泉徴収票の支払額）、給与所得以外の世帯の場合は295万円（確定申告書の所得金額）未満の方。

3. 他の奨学金との併用

日本学生支援機構を含む他の奨学金など（給付型奨学金・貸与型奨学金・授業料等減免制度）との併用が可能です。

4. 今年度募集人員

20名程度

5. 募集期間

2025年6月2日～10月15日

6. 奨学金の額、給付期間および給付方法

給付額：月額40,000円（年間480,000円）

給付期間：対象となる大学等（上記2. ③に記載）に在学中の期間（正規の最短修業年限）

給付方法：毎年4期に分けて、原則として4月、7月、10月、1月に3ヶ月分をまとめて支給
（初回は在学証明書確認後に支給しますので入学金などに利用することはできません。）

7. 奨学金の返還

奨学金は原則として返還していただく必要はありません。

8. 申請に必要な書類

- ① はばたけ！ゴールドリボン奨学金 申請書（2026年度生）全4枚（当法人指定書式）

申請書は当法人ホームページよりダウンロードできます

→ (<https://www.goldribbon.jp/participants#rad5>)

（申請書には主治医記入欄があります。作成には時間がかかる場合がありますので、
時間に余裕をもって医療機関へ依頼してください。）

※特別な理由がある以外は、申請書類は学生本人が記入してください。

※やむを得ぬ事情により保護者や教員の方が代筆する場合は事前にお申し出ください。

- ② 作文「大学/短期大学/専修学校（専門学校）等へ進学してめざしたいこと、将来の夢」

400字詰め原稿用紙2枚以上（手書き以外も可）

- ③ 在学校の「調査書」（出身校が3か月以内に発行した評定が記入されたもの。開封厳禁。）

高卒認定試験に合格の方は「合格成績証明書」

（作成には時間がかかる場合があります。時間に余裕をもって学校等へ依頼してください。）

- ④ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明）（原本、コピー不可）

- ⑤ 所得証明書（市区町村役場発行）（原本、コピー不可）

- ・申請時取得できる最新のものと、所得内訳（種類）所得控除内訳・人数が記載されているものを提出ください。
- ・所得の有無に関わらず提出ください（収入が0の場合でも必ず「0」と金額の入ったものを提出）
- ・乳幼児、就学者を除く同一生計となる家族全員分を提出ください。

⑥ 家計支持者の収入額を証明する書類

※2025年に1万円以上の収入があった家計支持者(父と母、またはそれに代わる人)について、
「所得証明書」に加えて下記該当するものを提出ください。

- 給与所得者の場合→令和6年分源泉徴収票(コピー可)
- 自営業・農業・自由業の場合→令和6年分確定申告書の控え(第一表および第二表のコピー)
- 不動産所得や雑所得等ある場合→令和6年分確定申告書の控え(第一表および第二表のコピー)
- 2か所以上から給与収入を得ている場合→令和6年分確定申告書の控え(第一表および第二表のコピー)
- 年金受給者→年金額を証明するもの
- 傷病手当金→傷病手当金通知書(コピー)
- 失業給付金受給者→雇用保険受給資格者証(第1面および第3面のコピー)
- 生活保護受給者→生活保護(変更)通知(コピー)
- 児童手当・児童扶養手当等の公的手当受給者→受給金額が記載された通知書(コピー)
- 父母が離別している場合→養育費に関する自己申告書(様式自由) ※養育費の有無にかかわらず提出
- 祖父母(または親せきなど)からの援助がある場合→援助の年額の証明(様式自由)
- 家計支持者が要介護または療養中の場合→介護認定通知書、医療費明細書、医療機関の領収書など、
介護または療養中であることを証明する書類(コピー)

9. 申請方法・申請先

上記申請書類を2025年10月15日(必着)までに次の申請先まで郵送ください。

※学校経由で申請頂く必要はありません。

※申請書類については返却いたしません。

(申請先) 〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-21-8-204

公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク「はばたけ! ゴールドリボン奨学金」係まで

10. 選考および結果の通知

「ゴールドリボン・ネットワーク小児がん経験者奨学金制度選考委員会」(外部委員4名と当法人委員1名で構成)にて選考を行います。

選考結果は、2025年12月31日までに、本人宛に公益財団法人ゴールドリボン・ネットワークより通知します。

11. 個人情報の取り扱い

本奨学金の申請にて取得した個人情報は、本奨学金の審査および奨学金の給付業務のみに使用し、それ以外の目的では使用致しません。

Ⅰ 2. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 当法人が定める「成果報告書」<毎年4月に前年1年間の奨学金の使い道や学生生活などを報告>や、在学証明書や成績証明書を提出すること
- (2) 下記の場合、所定の方法により当法人へ届け出ること
 - ① 休学するとき
 - ② 復学するとき
 - ③ 大学より停学処分を受けたとき
 - ④ 退学するとき
 - ⑤ 留学するとき
 - ⑥ 最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
 - ⑦ 他の大学や学部へ編入することが決まったとき
 - ⑧ 就学期間中、当法人に提出した情報など（氏名、住所、など）に変更があったとき
- (3) 奨学金支給中あるいは支給後に、当法人から要請させていただいた時は、ご本人の承諾を得た上で、当法人の広報活動に何らかの形でご協力をお願いする場合があります。

Ⅰ 3. 奨学生の資格喪失

下記いずれかの項目に該当した場合は、当法人の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 退学したとき
- ③ 申請書類や提出書類に虚偽があったとき
- ④ 正当な理由なく、書類などの提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑤ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

<お問い合わせ先>

公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-21-8-204

(奨学金担当) 山崎 宴子

TEL : 03-5944-9922

FAX : 03-5944-9923

E-mail : npo@goldribbon.jp

<https://www.goldribbon.jp>